

論 説

EU 会社法の将来像に関する議論

—2012年の公開協議と欧州労連（ETUC）の見解—

正 井 章 裕

はじめに

- I. 序説—EU 会社法制の枠組み
 1. 域内市場の形成のための4つの自由と開業の自由
 2. EU 会社法制—2つの枠組み
- II. EU 委員会による会社法の将来に関する検討作業
 1. 検討を開始した理由
 2. 2012年の公開協議において問われた事項と回答の概要
- III. EU 会社法の将来像に関する ETUC の見解
 1. 序説—社会的パートナーとしての ETUC
 2. ETUC の見解と理由書
- IV. EU 委員会と ETUC の見解の評価
 1. EU 委員会の見解について
 2. ETUC の見解について

おわりに

はじめに

(1) ヨーロッパ連合 (the European Union. 以下、EU とする) では、現在、EU の会社法をどのように構築すべきか、ということに関する議論が活発である。EU の行政機関であり、かつ法案提出の権限を有するヨーロッパ委員会 (the European Commission. 以下、EU 委員会または委員会とす

る)は、2012年2月20日から同年5月14日にかけて、「EUの会社法の将来に関する公開協議〈意見の公募〉(public consultation on the future of European company law)」を実施した⁽¹⁾。それは、2010年末に設置された「EU会社法の将来に関する検討グループの報告書(Report of the Reflection Group on the Future of European Company Law)」(2011年4月5日)、それに続く一同じテーマに関する—2011年5月の大規模な公開会議(詳しくは、後述、II. 1.)にもとづいて、再度、オンラインによって意見を公募したのである。それに対して、26の構成国およびEU域外の国から496の回答が寄せられた(その概要は、後述II. 3.)⁽²⁾。

(2) ヨーロッパ労働組合連合(the European Trade Union Confederation, ETUC)(日本では「欧州労連」と略称されることが多い)の執行委員会は、2012年3月6日と翌日の会議において、ヨーロッパ会社法の将来に関する決議を採択した(後述、III.)⁽³⁾。EUの政策に一定の影響力を有するETUCが、EU会社法の立法政策について、どのように考えているのか

(1) 委員会内に33ある総局のうちの「域内市場・サービス総局(the Internal Market and Services Directorate General)」が担当した。公開協議に関する資料は、http://ec.europa.eu/internal_market/company/modern/index_en.htmから入手できる。

(2) プレスリリース、検討グループの報告書、公開会議での配布資料および会議の映像、意見公募の結果の要約などは、注(1)のウェブサイトから入手できる。その後、EU委員会は、2012年12月12日に、「行動計画：ヨーロッパ会社法とコーポレート・ガバナンス(Action Plan: European company law and corporate governance—a modern legal framework for more engaged shareholders and sustainable companies)」(COM(2012) 740 final)を公表した。この紹介と解説・評価として、正井章彦「会社法とコーポレート・ガバナンスに関するEUの行動計画(上)(下)」国際商事法務41巻6号、同7号(2013)。

(3) ETUCの執行委員会の意見(決議)は、Resolution, The Future of European Company Law: towards sustainable governance (<http://www.etuc.org/a/9806>より入手できる)。ETUCは1973年に設立され、現在では、ヨーロッパにおける36カ国の85の労働組合組織と10の労働組合の連合体で構成されている(構成員である労働者の数は約6000万人)。また、ETUCはヨーロッパの「社会パートナー」の一つである(詳しくは、後述、III. 1.)。

注目される。

(3) ところで、2005年6月に成立し、翌年5月1日から施行された日本の会社法は、形式および実質の双方において、きわめて問題が多いことが明らかになっている。⁽⁴⁾ その根本的・全面的な改正が急務である。⁽⁵⁾ このようなが国の現状に鑑みると、EUの会社法の動向および議論を知ることは、日本の会社法が進むべき方向を考える上で大いに参考になると考える⁽⁶⁾（本稿は、その一つの資料提供を目的とする）。

(4) 以下では、まず、序説として、EU 会社法の枠組みを概観する (I.)。次に、EU 委員会が会社法の将来像について検討作業を始めた理由を明らかにし、そして上述の公開協議〈意見の公募〉で問われた事項および委員会によってまとめられた意見を紹介する (II.)。続いて、委員会の政策に関する ETUC の見解を紹介する (III.)。両者の見解を対照させることによって、EU 会社法の枠組みと方向性についての問題点を明らかにすることができる。と考える。

(4) 詳細な理論的批判および具体的改善策を提示するものとして、稲葉雄雄『会社法の解明』(2011、中央経済社)。また、全般的・基本的問題点を指摘する、正井章箒「2005年会社法のコーポレート・ガバナンス」永井和之＝中島弘雅＝南保勝美(編)『会社法学の考察』(2012、中央経済社) 54—95頁参照。

(5) 2012年9月7日に法制審議会が採択し、法務大臣に答申した「会社法の見直しに関する要綱」では、全体として、経済界からの強い反対により一たとえば、社外取締役、いわゆる多重株主代表訴訟の内容について一当初の計画よりも大幅に後退したものとなっている。「要綱」は、<http://www.moj.go.jp/content/000102013.pdf> より入手できる。

(6) EUの企業法制およびEU裁判所の判決の最近(2012年9月頃まで)の状況について、ヴァルター・バイエル＝イエシカ・シュミット(正井章箒・訳)「EU企業法に関する立法と判決(上)(中)(下)」国際商事法務40巻12号(2012) 1799—1815頁、同41巻1号(2013) 44—55頁、同41巻2号204—212頁。さらに、2012年末頃までの動向について、Walter Bayer/ Jessica Schmidt, BB-Gesetzgebungs- und Rechtssprechungsreport Europäisches Unternehmensrecht 2012, BB 2013, 3-16.

I. 序 説—EU 会社法制の枠組み

1. 域内市場の形成のための 4 つの自由と開業の自由

(1) EU は、域内市場 (internal market) を設立することを目標の一つとし (EU 条約 3 条 3 項 1 文)、そのために、2009 年 12 月 1 日に発効したりスボン条約 (EU 条約と EU 運営条約とから成る⁽⁷⁾) は 4 つの自由を定めている。すなわち、まず、①商品の自由な移動については、運営条約第 2 編 (28 条から 38 条まで) において、次に、②人〈労働者〉の自由な移動については、同第 4 編第 1 章 (45 条から 48 条まで) において、そして、③資本 (支払を含む) の自由な移動については、同編第 4 章 (63 条から 66 条まで) において、さらに、④サービス提供の自由について、同編第 3 章 (56 条から 62 条まで) において、それぞれ保障されている⁽⁸⁾。

(2) また、運営条約は、開業の自由 (freedom of establishment; Niederlassungsfreiheit; liberté d'établissement) を定める (49—55 条)⁽⁹⁾。開業の自由は、EU の域内市場が効果的に機能するために基本的に重要である。開業の自由は、自然人または法人が、安定的、かつ継続的に、一つまたは複数の EU 構成国において経済活動をすることを可能にするものである。すなわち、まず、49 条は、「他の構成国の領域における、ある構成国の国民の自由な開業を制限することは、以下の規定の規準に従って禁止される。同じことが、ある構成国の領域に定住している構成国の国民による

(7) EU 条約と EU 運営条約の解説と邦訳として、鷺江義勝 (編著) 『リスボン条約による欧州統合の新展開』(2010、ミネルヴァ書房)。

(8) http://ec.europa.eu/internal_market/top_layer/index_en.htm から、単一市場に関する制定法などの資料を入手できる。

(9) 「起業の自由」と訳すこともできよう。http://ec.europa.eu/internal_market/services/principles_en.htm から多くの資料 (EU 裁判所の判決を含む) を入手できる。

代理店、支店または子会社の設立の制限に適用される」（第1段落）とし、続いて、「資本の移動に関する章（Chapter）を留保しつつ、開業の自由は、開業が行われる国によって自らの国民について定められた条件の下で、独立した営利活動を開始および継続する権利ならびに企業、とくに54条2項にいう会社を設立および経営する権利を含むものとする」（第2段落）と定める（下線は正井）。そして、ある構成国〔A〕の自然人・法人は、他の構成国〔B〕において、その国〔B〕の自然人・法人と同じ条件で、独立した活動を継続する権利が与えられる（同49条2項）。また、「構成国の法律にもとづいて設立され、かつ定款上の本店、管理の中心もしくは主たる営業所をEU内に有する会社または事業体は、構成国の国民である自然人と同様に取り扱われる」（同54条1項）（括弧〔 〕は正井）。

（3）さらに、運営条約50条は、より詳しく次のように定める（下線と〔 〕は正井）。

1. 特定の活動に関するものとしての開業の自由を獲得するために、ヨーロッパ議会と理事会は、通常の立法手続きに従って活動することによって、そしてヨーロッパ経済社会理事会と協議の後、指令という手段によって行動するものとする。

2. ヨーロッパ議会、理事会および委員会は、前項の規定の下で委ねられている義務を、とくに以下のことによって遂行する。

(a) 開業の自由が生産および貿易の発展にとくに有益な貢献をするような活動に対し、一般的ルールとして優先的待遇を与えることによって、

(b) EU内の関係する様々な活動の特別の状況を確認するために、構成国における管轄権限のある当局の間の緊密な協力を確保することによって、

(c) 国内の制定法または構成国の間で先に結ばれた協定から結果として生じているものであっても、その維持が開業の自由に障害となるかもしれない行政上の手続きと慣行を廃止することによって、

(d) 他の構成国〔B〕の領域において雇用された、ある構成国〔A〕の労働者が、その構成国〔B〕において自営業者として活動を開始しようとするときに、その国〔B〕に入国する際に要求される条件を満たしている場合は、その活動を開始する目的で、その国〔B〕にとどまることができることを確保することによって、

(e) 第39条第2項に定められた原則〔共通農業政策およびそれについて適用すべき特別の方法を策定する場合に考慮されるべき原則〕に違反しない限りで、ある構成国の国民が、他の構成国の領域にある土地および建物を取得し、かつ使用することを可能にすることによって、

(f) 考慮される活動の各経済分野において、構成国の領域における代理店、支店または子会社を設立する条件について、ならびにそれらの指揮機関または監督機関へ本店 (main establishment) の職員 (personnel) が就任することに関する条件について、開業の自由の制限を漸進的に廃止することによって、

(g) 構成国において、第54条第2段落にいう会社に対し、その構成員および第三者の利益の保護のために定められている保護を、EU 全体で、そのような保護を同等にする目的をもって必要な範囲で調整することによって、

(h) 開業に関する条件が構成国の援助 (aids) によってゆがめられないことを確保することによって。

(3) 会社は、上述のような条約などによる保護の下で、EU 域内で事業を営むことができる。しかし、構成国の会社法の内容はそれぞれ異なっている。そこで、EU 構成国の会社法の調整 (または統一) が必要となる。

2. EU の会社法制— 2 つの枠組み

現在のところ、EU における会社法制は 2 つの枠組みによって構成されている。すなわち、① EU を構成する 28 カ国の会社法の調整と、② EU 法上の企業形態を創設するための法の制定とである。

2.1 会社法の調整

EU 構成国の会社法の調整の作業は1960年代から今日まで続けられて⁽¹⁰⁾いる。調整の方法として、もっぱら指令 (directive; Richtlinie) の形式が用いられる (前述の運営条約50条1項参照)⁽¹¹⁾。以下に、これまで調整されてきた事項とそれに関する指令 (英語版) を示すことにしよう。⁽¹²⁾

(i) 株式会社の設立、資本の要件・構成および維持 (第2指令)

① Directive 2006/68/EC of the European Parliament and of the Council of 6 September 2006 amending Council Directive 77/91/EEC as regards the formation of public limited liability companies and the maintenance and alteration of their capital.

② Second Council Directive 77/91/EEC of 13 December 1976 on coordination of safeguards which, for the protection of the interests of members and others, are required by Member States of companies within the meaning of the second paragraph of Article 58 of the Treaty, in respect of the formation of public limited liability companies and the maintenance and alteration of their capital, with a view to making such safeguards equivalent.

(10) 詳しくは、Marcus Lutter/Walter Bayer/Jessica Schmidt, *Europäisches Unternehmens- und Kapitalmarktrecht*, 5. Aufl., De Gruyter 2012, S. 15ff.; Stefan Grundmann, *Europäisches Gesellschaftsrecht*, 2. Aufl., C. F. Müller 2011, S. 1ff.; S. Grundmann, *European Company Law*, 2nd ed., Intersentia 2012. また、1983年頃までの会社法の調整については、森本滋『EC会社法の形成と展開』(1984、商事法務研究会) 27頁以下、81頁以下に詳しい。

(11) 指令は、達成されるべき目標 (result; Ziel) について、それが向けられる各構成国を拘束するが、方式および手段の選択は、構成国内の機関 (authorities; Stelle) に委ねられる (EU 運営条約288条3段)。参照、中西優美子『EU法』(2012、新世社) 115—117頁。

(12) http://ec.europa.eu/internal_market/company/official/index_en.htm から、個々の指令および規則ならびにそれに関連する報告書などの資料を入手することができる (会計と監査に関する領域を除く。それらについては、後掲注 (15)、(16) 参照)。文献については、バイエル=シュミット・前掲注 (6) 参照。

(ii) 会社の公示・開示 (第1指令)

① Directive 2009/101/EC of the European Parliament and of the Council of 16 September 2009 on coordination of safeguards which, for the protection of the interests of members and third parties, are required by Member States of companies within the meaning of the second paragraph of Article 48 of the Treaty, with a view to making such safeguards equivalent (Before 21 October 2009: First Council Directive 68/151/EEC of 9 March 1968 on co-ordination of safeguards which, for the protection of the interests of members and others, are required by Member States of companies within the meaning of the second paragraph of Article 58 of the Treaty, with a view to making such safeguards equivalent throughout the Community).

② Directive 2003/58/EC of 15. 7. 2003 amending Council Directive 68/151/EEC, as regards disclosure requirements in respect of certain types of companies.

(iii) 公開買付け〈企業買収〉において遵守されるべきルール

Directive 2004/25/EC of 21. 04. 2004 on takeover bids.

(iv) 他の構成国において設置された支店に関する開示 (第11指令)

Eleventh Council Directive 89/666/EEC of 21 December 1989 concerning disclosure requirements in respect of branches opened in a Member State by certain types of company governed by the law of another State.

(v) 会社の合併および分割 (第3指令、第6指令、第10指令)

① Directive 2011/35/EU of the European Parliament and of the Council of 5 April 2011 concerning mergers of public limited liability companies (Before 1 July 2011: Third Council Directive 78/855/EEC of 9 October 1978 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty concerning mergers of public limited liability companies)

- ② Directive 2007/63/EC of the European Parliament and of the Council of 13 November 2007 amending Council Directives 78/855/EEC and 82/891/EEC as regards the requirement of an independent expert's report on the occasion of merger or division of public limited liability companies.
- ③ Directive 2005/56/EC of the European Parliament and of the Council of 26 October 2005 on cross-border mergers of limited liability companies.
- ④ Sixth Council Directive 82/891/EEC of 17 December 1982 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty, concerning the division of public limited liability companies.

(vi) 一人有限会社に関するルール⁽¹³⁾ (第12指令)

Directive 2009/102/EC of the European Parliament and of the Council of 16 September 2009 in the area of company law on single-member private limited liability companies (Before 21 October 2009: Twelfth

(13) 「有限会社」は、英語では private limited-liability companies、ドイツ語では Gesellschaften mit beschränkter Haftung、フランス語では société à responsabilité limitée である。有限会社制度は、1898年にドイツで制定されて後、世界に広まった。ドイツでは有限会社の最低資本金は2万5000ユーロである(有限会社法5条)。ただし例外として、2008年10月23日に成立し、同年11月1日から施行された法律(Gesetz zur Modernisierung des GmbH-Rechts und zur Bekämpfung von Missbräuchen (MoMiG), BGBl. I S. 2026)によって、それを下回る資本金でも設立することができることになった。ただし、そのときは、商号において、「事業者会社(責任制限)(Unternehmergesellschaft (haftungsbeschränkt))」または「UG (haftungsbeschränkt)」と表記しなければならない(有限会社法5a条)。本法の邦訳として、早川勝「(試訳)有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律(MoMiG)(BGBl. IS. 2026)(2008年10月23日)による改正有限会社法」同志社法学61巻5号261—296頁。また、丸山秀平「有限責任事業会社の設立」龍谷法学43巻4号(2011)339—359頁。(有限会社法全体の解説として、高橋英治『ドイツ会社法概説』(2012、有斐閣)313—371頁。改正前の規制の解説として、荒木和夫『ドイツ有限会社法解説(改訂版)』(2007、商事法務)。

Council Company Law Directive 89/667/EEC of 21 December 1989 on single-member private limited-liability companies).

(vii) 株主の権利の保護

Directive 2007/36/EC of the European Parliament and of the Council of 11 July 2007 on the exercise of certain rights of shareholders in listed companies.⁽¹⁴⁾

(viii) 財務報告および計算 (第 4 指令、第 7 指令)⁽¹⁵⁾

① Fourth Council Directive 78/660/EEC of 25 July 1978 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on the annual accounts of certain types of companies.

② Seventh Council Directive 83/349/EEC of 13 June 1983 based on the Article 54 (3) (g) of the Treaty on consolidated accounts.

③ Directive 2009/109/EC of the European Parliament and of the Council of 16 September 2009 amending Council Directives 77/91/EEC, 78/855/EEC and 82/891/EEC, and Directive 2005/56/EC as regards reporting and documentation requirements in the case of mergers and divisions.

(ix) 会計監査人の資格 (第 8 指令)⁽¹⁶⁾。

Eighth Council Directive 84/253/EEC of 10 April 1984 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on the approval of persons responsible for carrying out the statutory audits of accounting documents.

(14) 本指令の紹介・解説として、正井章彦「EUにおける株主の権利指令について」早稲田法学84巻4号(2009)19-65頁(指令の邦訳は、179-198頁)。

(15) http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/index_en.htm から、指令および関連する資料を入手することができる。

(16) http://ec.europa.eu/internal_market/auditing/index_en.htm から、指令および関連する資料を入手することができる。

2.2 EU 法上の企業形態の創設

(1) 第二の枠組みとして、EU 法上の企業形態〈法形態〉(legal form; Rechtsform)がある。この企業形態を創設する作業もまた一会社法の調整作業から少し遅れたものの一、1970年代から始まっている。その方法として、主に規則(Regulation; Verordnung)^(16a)が用いられる。具体的な EU 法上の企業形態として、次のものがある。すなわち、

- ①ヨーロッパ経済利益団体 (European Economic Interest Grouping, EEIG; Europäische Wirtschaftliche Interessenvereinigung, EWIV)、
- ②ヨーロッパ会社 (European Company; Europäische Gesellschaft; Societas Europaea, SE)、
- ③ヨーロッパ協同組合 (European Cooperative Society; Europäische Genossenschaft; Societas Cooperativa Europaea, SCE)、
- ④ヨーロッパ私会社 (European Private Company; Europäische Privatgesellschaft; Societas Privata Europaea, SPE)、
- ⑤ヨーロッパ財団 (European Foundation; Europäische Stiftung; Fundatio Europaea, FE)、である。

(2) 上述の企業形態のうち、①については、1985年7月25日に規則案が採択され、1989年7月1日から施行された⁽¹⁷⁾。②については、2001年10月8日に、SE法規則案と労働者参加に関してSE法を補充する指令案とが採択され、ともに2004年10月8日に発効した⁽¹⁸⁾。③のSCE法規則案と労働

(16a) 規則は、一般的な適用力を有する。規則は、そのすべての部分において拘束力を有し、かつ直接にすべての構成国において適用される(運営条約288条2段)。参照、中西・前掲注(11)115頁。

(17) ヨーロッパ経済利益団体に関する規則は、http://europa.eu/legislation_summaries/internal_market/businesses/company_law/l26015_en.htm から入手できる。詳しくは、正井章彦『EC国際企業法』(1994、中央経済社)第1章(9-104頁)。

(18) SE法規則は、Council Regulation (EC) No 2157/2001 of 8 October 2001 on the Statute for a European company (SE), OJ L 294, 10. 11. 2001, p. 1-21. 労働者参加に関してSE法を補充する指令は、Council Directive 2001/86/EC of 8

者参加に関して SCE を補充する指令案とは、2003年 7 月22日に採択され、ともに2006年 8 月18日に発効した。⁽¹⁹⁾④については、2008年 6 月25日に、規則案がヨーロッパ議会と理事会へ提出されたが、定款上の本店と管理上の本店とを異なる構成国に分離することを認めている規定などをめぐって構成国間の意見が対立し、2013年 3 月末現在、未採択である（成立の目途が立っていない⁽²⁰⁾）。⑤については、2012年 2 月 8 日に規則案が提出されたという段階にある⁽²¹⁾。

October 2001 supplementing the Statute for a European company with regard to the involvement of employees, OJ L 294, 10. 11. 2001, p. 22–32. これらは、http://ec.europa.eu/internal_market/company/se/index_en.htm から入手できる。詳しい最近の文献として、Jan Cremers/ Michael Stollt/ Sigurt Vitols (ed.), *A decade of experience with the European Company*, ETUI Brussels, 2013. 邦語文献については、バイエル＝シュミット・前掲注（6）国際商事法務40巻12号1801頁注3参照。

(19) SCE 法規則は、Council Regulation (EC) No 1435/ 2003 of 22 July 2003 on the Statute for a European Cooperative Society (SCE), OJ L 207, 18. 8. 2003, p. 1–24. 労働者の参加に関して SCE 法を補充する指令は、Council Directive 2003/ 72/EC of 22 July 2003 supplementing the Statute for a European Cooperative Society with regard to the involvement of employees, OJ L 207, 18. 8. 2003, p. 25–36. これらは、http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/promoting-entrepreneurship/social-economy/co-operatives/index_en.htm#h2-3 から入手できる。邦語文献は、バイエル＝シュミット・前掲注（6）国際商事法務40巻12号1802頁注11参照。

(20) Proposal for a Council Regulation on the Statute for a European private company, COM (2008) 396/3. http://ec.europa.eu/internal_market/company/epc/index_en.htm から多くの資料を入手できる。邦語文献については、バイエル＝シュミット・前掲注（6）国際商事法務40巻12号1802頁注18のほか、松嶋隆弘「EU 会社法と日本の事業体法制」法学紀要（日本大学）53巻 5 号（2012）245–273頁。

(21) Proposal for a Council Regulation on the Statute for a European Foundation (FE)). これは、非営利団体の一つとしての公益を目的とする財団の国境を越えた活動を支援するために提案されたものである。http://ec.europa.eu/internal_market/company/eufoundation/index_en.htm から、規則案および資料を入手できる。参照、Stefanie Jung, *Die Europäische Stiftung als Innovationsfeld des Europäischen Gsellschaft?*, BB 2012, 1743–1745; Birgit Weitemeyer, *Der*

(3) これらの法形態のほか、ヨーロッパ非営利団体 (European Association, EA)、ヨーロッパ共済組合 (European mutual society, EMS) の創設に向けた提案・議論もある⁽²²⁾。

II. EU 委員会による会社法の将来に関する検討作業

1. 検討を開始した理由

(1) EU 構成国の会社法の調整および EU 法上の企業形態の創設の各作業は、上述のように、1960年代から今日に至るまで続けられている。それにもかかわらず、2010年末に、改めて EU の会社法の将来に関する作業を開始した理由は何であろうか。それについて、EU 委員会 (域内市場・サービス総局) は、まず次のようにいう⁽²³⁾。すなわち、「ヨーロッパは、今日の社会の需要および経済環境の進展に適合した会社法の枠組みを必要としている。EU 会社法は、単一市場の形成に中心的な役割を果たしてきた。いまや現在の法の枠組みと今日の需要とが合致するかを考える時であ

Kommissionsvorschlag zum Statut einer Europäischen Stiftung, NZG 2012, 1001-1010; Bayer/J. Schmidt, aaO (Fn. 6), S. 3-5; バイエル=シュミット・前掲注(6) 国際商事法務40巻12号1803-1804頁。

(22) 1992年に、EU 委員会は、ヨーロッパ非営利団体、ヨーロッパ協同組合およびヨーロッパ共済組合の創設に関する各規則および指令案を理事会へ提出した。その概観として、正井・前掲注(17) 409-427頁。これらのうち、ヨーロッパ協同組合法規則と指令案は、本文で述べたように2003年に採択されたが、残りの2つは未採択となっている。共済組合については、2006年に制定作業が進展しないことから委員会によって取り下げられた。しかし、委員会としては、新しい事態にもとづいて作業を続ける用意がある、としている (<http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/promoting-entrepreneurship/social-economy/mutuals/#h2-3>による)。

EMSについて、<http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/promoting-entrepreneurship/social-economy/mutuals/> から資料を入手できる。

(23) 以下は、EU 委員会のプレスリリース (http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-149_en.htm) による (21カ国語で公表されている)。

る」と。そして、より具体的に、「ヨーロッパ会社法〔⁽²⁴⁾広義〕は、会社の行動によって影響される株主〈持分所有者〉(shareholders; Anteilseigner)、債権者およびその他の利害関係者に同価値の (equivalent; gleichwertig) 保護を提供する一連の共通ルールを定めている。会社法は法的安定性の確保および株主の権利の保護のために不可欠である」という。

(2) EU 構成国の会社法の調整作業に関し、委員会は、「なるほど、構成国の法的伝統および会社構造の相違は尊重されなければならないが、基本的ルールの調整は、会社が EU におけるすべての顧客にサービスと生産物を提供することを容易にする」(下線は正井。以下同じ) とし、続いて次のようにいう。すなわち、「国境を越えた取引および電子商取引の発展は、ビジネス〈企業〉と消費者に多くの機会を提供する。しかし、それらはまた現在の会社法の枠組みに挑戦する。これこそが、現在の枠組みをどのようにして21世紀の新しい領域に適合させるかについて省察する理由である。さらに、今日の挑戦は、会社法を単に法的視点からだけでなく、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任および革新と成長のためのビジネス (business; Unternehmen) の重要な役割という広いコンテキストにおいて考える必要を生じさせる」と。

(3) また、この協議は、ヨーロッパ会社法の将来を検討するために、2010年12月に、委員会が一先に述べた一検討グループを設置することによって開始した大規模な検討過程の一部である。検討グループは、2011年4月5日に、多くの勧告を含む報告書を公表した。⁽²⁵⁾ この報告書は、2011年5

(24) 以下、亀甲〔 〕は正井。

(25) Report of the Reflection Group, On the Future of EU Company Law, Brussels. 本報告書は、前掲注(1)のウェブサイトより入手できる。なお、検討グループの内部に、①企業の移動 (corporate mobility)、②会社の長期の透明性 (long-term viability)、③経営・監視構造 (management/oversight structure) および会社グループという各テーマについて検討する小委員会が設置された。検討グループの全体会議の開催は3回 (2010年12月16日、2011年2月3日、同年3月29日) のみであった。-

月16日と17日に、ブリュッセルで開催された「ヨーロッパ会社法：前進への道」⁽²⁶⁾に関する大規模な公開会議に引き継がれた。

(4) 上述の報告書が公表された2011年4月5日に、委員会は、コーポレート・ガバナンスに関するEUの枠組みについて緑書（Green Paper）を採択・公表して、EUコーポレート・ガバナンスの枠組みに関する公開協議〈意見の公募〉を開始した。⁽²⁷⁾協議は2011年7月22日に締め切れ、409の回答があり、11月15日にその結果が公表された。⁽²⁸⁾双方の政策分野は相互に関連している。つまり、いくつかのコーポレート・ガバナンスのルールは会社法において定められ、そして会社法は、かなりの範囲までコーポレート・ガバナンスの問題と取り組んでいるからである。したがって、今回の意見公募と今年の公開会議とは相互に補完しあうものである、と委員会はいう。⁽²⁹⁾

(5) さらに、より現実的な理由として、委員会は次のように述べている。「これまで、会社法の分野における提案について、ヨーロッパのレベルで合意に達するのは大変困難であった。もっとも、その例外として注目されるのは、ヨーロッパ全体の商業登記簿の相互接続がある。⁽³⁰⁾最近のヨ

(26) Conference on “European Company Law: the way forward” in Brussels on 16-17 May 2011. 前掲注（1）のウェブサイトから、公開会議に関する報告者のレジュメなどの有益な資料を入手することができる。

(27) Green Paper, The EU corporate governance framework, COM (2011) 164 final. http://ec.europa.eu/internal_market/company/modern/corporate-governance-framework_en.htm から、緑書と関連資料を入手できる。この邦訳として、谷口友一「〔翻訳〕欧州委員会 緑書（GREEN PAPER）EUのコーポレートガバナンスの枠組み」法と政治62巻3号（2011）289—316頁。また、海外情報「欧州におけるコーポレート・ガバナンス強化の議論」商事法務1945号（2011）54—55頁、バイエル＝シュミット・前掲注（6）国際商事法務41巻1号46—47頁。

(28) Feedback Statement, Summary of Responses to the Commission Green Paper on the EU Corporate Governance Framework. 注（27）のウェブサイトから入手できる。

(29) Consultation on the future of European company law: Frequently Asked Questions (MEMO/12/119)

一ヨーロッパ私会社法に関する審議は、複雑で、かつ終わりが見えないものとなっている。⁽³¹⁾そこで、委員会は、EU 会社法およびその将来に関する利害関係者の意見の動向を調べたいと考えたのである」と。

(6) まとめと解説

委員会は、EU 会社法の将来について検討を始める理由として、まず、「国境を越えた取引」と「電子商取引の発展」を挙げている。いいかえると、委員会は、この2つの実質的要因から、ヨーロッパの会社法の枠組みを時代に合うように整備する必要があると考えている。このほか、委員会は、停滞しているヨーロッパ私会社法の制定作業の打開策を見出すためという、いわば実際の・政策的目的も挙げている。さらに、注目されるのは、会社法を法的視点からだけでなく、より広い視野から捉え直す必要性が強調されている点である。とくに「革新と成長のためのビジネス〈企業〉の重要な役割」を果たすことを会社法に期待しているようである（これは、「法の経済分析 (Economic Analysis of Law)」⁽³²⁾の思潮の影響を受けているものと推測される（後述III.におけるETUCの見解参照）。

(30) 英語では Linking business registers across Europe、ドイツ語では Europa-weite Verknüpfung der Unternehmensregister、フランス語では L'interconnexion des registres du commerce en Europe という。2011年2月24日に、EU 委員会によって指令案が提出され、2012年6月16日に採択された (Directive 2012/17/EU of the European Parliament and of the Council of 13 June 2012 amending Council Directive 89/666/EEC and Directives 2005/56/EC and 2009/101/EC of the European Parliament and of the Council as regards the interconnection of central, commercial and companies registers)。http://ec.europa.eu/internal_market/company/business_registers/index_en.htm から入手できる。参照、バイエル＝シュミット・前掲注(6) 国際商事法務40巻12号105—106頁；Bayer/J. Schmidt, aaO (Fn. 6), S. 5.

(31) 参照、バイエル＝シュミット・前掲注(6) 国際商事法務40巻12号1802—1803頁；Bayer/J. Schmidt, aaO (Fn. 6), S. 3.

(32) 「法の経済分析」は、社会学的、哲学的、文献学的な各アプローチと並ぶ、法の分析方法である。その出発点は、ミクロ経済理論から引き出された人間の行動および心理に関する仮定である。そこから一定の法的規範の作用に関する証言が導き出される。さらに、具体的な分析から得られた結果が、効率性の観念を用いて規範

2. 2012年の公開協議において問われた事項と回答の概要

(1) EU 委員会は、2012年の公開協議において、ヨーロッパ会社法全体の方向性について、各界の考えを問うている。つまり、今後、会社法について、EU 委員会から、どのような提案がなされるべきかを質問している（委員会は、関係者にオンライン上で意見を表明させるために、領域を広く選択したという）。委員会によると、質問項目は、2010年末に開始された検討過程の結果として選ばれたものである（もっとも、「このことは、やがて出される委員会の提案が、自動的に、これらの項目すべてをカバーすることを意味するものではない」としている）。

(2) 意見公募は2012年5月14日に締め切られた。EU 委員会は、提出された意見を分析し、2012年7月17日に、「意見の評価（feedback statement）」を公表した。⁽³³⁾ まず、国別の回答者の数（上位7カ国）では、スペイン115、ドイツ86、オーストリア54、フランス41、ベルギー31、イギリス31、イタリア20の順となっている。次に、意見を述べた関係者別に見ると、最も多かったのは、弁護士（公証人を含む）のグループで全体の30%、続いて大学（教授など）と経済団体が各11%を占めた。以下、委員会の意

的に評価される。もっとも、専門用語としての「法の経済分析」の定義を一義的に確定することはできない。その範囲は、「法の経済的作用に対する再検討」または「法設定の決定作用および分配の結果の研究」、「法定立の分配結果」といった定義から、経済の言語とモデルおよびそれらにもとづく仮定を顧慮しつつ、歴史的、現在のまたは計画された法領域の理解と評価に専念するもの、という定義にまで及んでいる。多くの文献がある。たとえば、Richard A. Posner, *Economic Analysis of Law*, 8th ed., Aspen Publishers 2010. ドイツの文献として、Hans-Bernd Schäfer/Claus Ott, *Lehrbuch der ökonomischen Analyse des Zivilrechts*. 4. Aufl., Springer 2005. 邦語文献として、林田清明『《法と経済学》の法理論』（1996、北海道大学出版会）（主に Posner に拠りつつ説明）、など。

(33) Feedback Statement, Summary of Responses to the Public Consultation on the Future of European Company Law. http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/docs/2012/companylaw/feedback_statement_en.pdf から入手できる。

見評価にもとづいて、簡単に紹介することにしよう。

(i) 回答者の背景事情

ここでは、回答者の資格、国、氏名・住所などが問われている。

(ii) ヨーロッパ会社法の目的

① EU 会社法は、どのような目的に奉仕すべきか (質問 5)

(回答) 回答者の 99.2% が意見を述べた。意見公募では、あらかじめ 7 つの選択肢 (①企業活動の環境および EU における移動性の改善、②企業の設立の容易化、③高度の柔軟性と選択の自由を認めている規制競争のための適切な枠組みを創設すること、④労働者のより良い保護、⑤債権者、株主および構成員のより良い保護、⑥その他、⑦意見なし) が掲げられており、回答者は 2 つ以上を選択できた。

回答のうち、3 分の 2 が、①を選択した。次いで、⑤を選んだのが 50% 余りであった。そして、回答の 40% を少し超えたのが、②と③であった。

④を選択した回答者は全体の 4 分の 1 であった。

また、回答者の 4 分の 1 余りが、以下のような、さまざまな他の目的または付加的な意見を述べた。すなわち、ある者は、EU 会社法は高いレベルの社会的保護と環境保護を促進すべきである、とした。また、労働者の参加権が強化されるべきである、という意見もあった。さらに、会社法は長期的な視点をもった持続的経済を促進すべきであるとするもの、地方色が薄められることに対する保護およびダンピングの基準を提供すべきであるとする意見があった。他の者は、労働者の権利は、会社法それ自体の部分ではない、という。また、債権者と株主の利益の間のバランスは EU が決定することではなく、国内法に委ねられるべきであるという意見もあった。回答者のかなりの数が、EU 会社法は平等な競争の場を提供すべきである、とした。また、ある者は、高いレベルの透明性を達成することを目的とすべきである、と述べた。また、ある回答者は、EU 会社法は、

規制を削減して簡素なルールと法的安定性を提供するように努めるべきである、とした。他の者は、企業の移動性と必ずしも関係しない国境を越えた取引を促進することを要求した。また、EU 会社法は、異なった事業モデル（たとえば、協同組合、相互会社または共済組合）を承認すべきである、という意見や、会社法は、税と破産のルールから構成されるか、またはそれらを全面的に考慮すべきである、という意見があった。

(iii) ヨーロッパ会社法の範囲

② EU は、現在の調整された法的枠組みを改善することに集中すべきか、それとも新しい調整の領域を探究すべきか（質問6）

（回答）双方のアプローチが結合されるべきである、という回答が最も多かった。回答の4分の1が、新しい領域に焦点を合わせることを求め、ほぼ20%が現在のルールの改善に集中するように求めた。また、13%が、さらなる調整は不要（主にソフト・ロー、ベスト・プラクティス（best practice）⁽³⁴⁾）で対処すればよい）とした。会社法の調整の改善として、開示、会社の設立の無効および支店（会社法第1指令、第11指令）に関するルールが最も多く指摘され、第三番目に、国境を越えた合併制度（第10指令）に関するルールの改善が指摘された。さらなる調整は不要であるとした回答者の3分の1余りは、会社または企業団体であった。回答の中には、たとえば、ヨーロッパ共済組合法の発展に関する検討を指摘するものもあった。

③ EU 会社法の重点は、株主の適切な保護を保障するために、「公（public）」と「私（private）」との間の区別から、上場（listed）と非上場（un-listed）との間の区別へと移すべきか（質問7）。

（回答）15%余りがこの質問に回答しなかった。回答者の60%余りは、

(34) best practice という概念は、英米の経営学の理論に由来する。それは、企業における、実証された、最適な、手本となる仕方・行動方法をいう。「最善慣行」、「最良慣行」とも邦訳。参照、<http://www.olev.de/b/best-practice.htm>

上場・非上場へと移すべきであるとし、約24%が、それに反対した。また、回答者の約3分の1が、すべての法的手段について、新しいアプローチに賛成し、4分の1が、一定の法的手段に限定すべきである、とした。

(iv) ヨーロッパ会社法に関する利用者に優しい規制の枠組み

④ EU 会社法の現行の指令の編纂化およびそれによる不一致、欠落および重複の可能性を少なくすることは、適切な解決策であると考えているか (質問8)。

(回答) EU 会社法指令の法典化という考えに、回答者の75%が賛成し、反対は19%であった (回答者の25%は、とくにどちらでもないとの意見)。

(v) EU の会社法における法形態

⑤ EU の会社法における法形態はヨーロッパの経済に付加価値をもたらすものか。そうであるとしたら、それはどこにあるであろうか (質問9)。

(回答) 最もしばしば指摘されたのは、SE、SCE という EU の法形態がもたらすイメージとラベルおよび国境を越えた取引のコストの削減であった (これらは、回答者の少なくとも3分の1によって挙げられた)。EU の法形態は、国境を越えた取引に特別の解決を提供する、という回答が、それに続いた。

⑥ EU の法形態の導入に関する EU の法規定のもっとも重要な欠点は一もしあるとしたらどこにあるのか (質問10)。

(回答) 回答者の66%が関連する国内の法規定をしばしば参照することによる複雑性を挙げ、次いで、55%が異なる国内の法規定を同時に適用することによる不確実性を挙げた。そして、半分の、EU の法形態が国内のレベルで異なった方法で用いられることを挙げた。

⑦ 現行 EU 会社法の法形態は再検討されるべきか (質問11)。

(回答) これには、回答者の62%が賛成した (その内訳として、労働組合

のほとんど、会社と学界80%超、経済団体の75%、公的機関69%、法律家53%)。これに対して、回答者の4分の1は、現行の規定を再検討する必要はない、とした。再検討されるべき事項として、とくに挙げられたのは、国内法を参照する条項を減らすこと、現行の手続きの簡素化と合理化、登記上の本店と管理上の本店とを異なる構成国に置くことができるようにすること(これは、とくに会社と学界からの回答者)、であった。これらに続いて、棚会社 (shelf company)⁽³⁵⁾ の問題の明確な解決が挙げられた。

(35) (1) 一般に、「棚会社」とは、売却目的で設立された会社をいう。設立後、2、3年は、会社の歴史を作るために棚 (shelf) 上げされる(棚に並んだ商品のよう、買い手を待っているイメージからこの名が付けられた)。棚会社は何ら重要な資産を保有しておらず、また事業活動もしていない。買う側としては、会社を新しく設立する手続きが不要となる。また、自分の会社では銀行の融資を受けられないというときに、すでに登記されている会社を買い、その会社が銀行から資金を借りようとすることもある (http://www.businessweek.com/smallbiz/content/jul2009/sb20090714_626511.htm による)。

(2) ヨーロッパ会社 (SE) 法が2004年10月8日に施行されて以降、労働者がいないヨーロッパ会社の設立が増えている(とくに、チェコにおいて)(参照、<http://ecdb.worker-participation.eu/lexicon.php>)。そのような「棚 SE (shelf SE)」(ヨーロッパ労働組合研究所 (ETUI) は、UFO SE という)について、2010年11月17日の EU 委員会の資料 (Commission Staff Working Document, SEC (2010) 1391 final=http://ec.europa.eu/internal_market/company/docs/se/report112010/sec2010_1391_en.pdf) は、「SEの運営に関する実務上の問題」の一つとして、「棚 SEの活発化 (Activation of a shelf SE)」について、次のようにいう。すなわち、SE 指令は、SEが設立されるか、またはその設立後に構造上の変化(従業員の雇用、他の会社の買収など)が生じる場合の従業員の役割に関する特別のルールを定めていない。棚 SEを設立することによって、または棚 SEの株式を取得することによって、従業員参加に関するルールが潜脱される可能性がある。棚 SEの活発化という SEにおける構造的変化の問題に関する構成国の国内法は、お互いに異なっている。それゆえ、すべての事例において、棚 SEが活発化したときに、実際に、どのように対処するべきかが明らかでない。構成国の法が明らかでないとき、その法を SE 指令と合致するように解釈しようと思えばできる。しかしながら、そのような方法は法的安定性をもたらさない。SE 規則・指令が明確化されることによって、現在の法的不安定性が解決され、かつルールの潜脱というリスクが取り除かれることになるであろう、と。しかし、2012年12月の行動計画において、EU 委員会は、EU 委員会は、とくに規則・指令の改正をする予定はない

⑧ヨーロッパ模範会社法 (EMCA) のような選択的モデル—または類似の計画—は、伝統的な会社法の調整に関する適切な選択肢となりうるか (質問12)。

(回答) これについて、75%が明確な回答をした。そのうち、3分の1が積極的であった (とくに大学からの支持)。その理由として、この提案によって、ベスト・プラクティスが推進される可能性と国内法への刺激として役立つことが考えられることが挙げられた。その枠組みの柔軟性と選択的性格が利点と見なされた。これに対して、EMCA に消極的な回答をしたものの多くは、それを選択肢として見なすことはできず、むしろ伝統的な会社法の調整の補充とみなすべきである、という。

(vi) ヨーロッパ私会社法の特殊な事例

⑨委員会は、国境を越えて活動しているヨーロッパの中小企業の支援のための選択肢を検討すべきか (質問13)。

(回答) この質問に、回答者の85%が意見を述べた。そのほぼ過半数が、中小企業を支援するために委員会が行動することに賛成した。しかしながら、それを実現する手段については意見が分かれた。多くは、採択に向けた作業が停滞しているヨーロッパ私会社法 (SPE) とは別の選択肢を検討することに賛成した。これに次いで多かったのは、現在の SPE 案の制定作業を継続することに賛成する意見であった。

(vii) 会社の定款上の本店の国境を越えた移転

⑩EU は、定款上の本店の国境を越えた移転を容易にするために措置を講じるべきか (質問14)。

(回答) 回答者の多く (80%超) が、この間に対してはっきりとした意見を述べた。その85%が、指令の導入によって、登記された本店の国境を越

としている (Action Plan, aaO (Fn. 2), 4. 5.)。

えた移転を促進するという選択肢を支持した（労働組合と弁護士の80%超、会社と経済団体の50%超が賛成）。回答者の7%が、ほかの措置に賛成した。EUのレヴェルでの行動を全く支持しない回答者（弁護士、労働組合、経済団体、会社）の割合は10%以下であった。

①定款上の本店の国境を越えた移転は、どのような条件に服すべきか（質問15）

（回答）回答者の70%超が、「定款上の本店の国境を越えた移転は、企業に、清算、破産、支払いの停止または類似の手続きが生じている場合には、できないとすべきである」という設問に賛成した。この選択肢は、ほとんどの労働組合と経済団体の80%によって支持された。他方、定款上の本店の国境を越えた移転を、それが会社の本店または主要な事業所によって伴われないとしても認めるように構成国に義務づけることに支持を表明した回答者は半分以下にとどまった。全体として、定款上の本店と実際の本店（real seat）とを分離すること（両者が同時に移転されないとしても国境を越えた本店の移転を認めること）を、とくに弁護士の46%、経済団体の43%が支持した。これに対して、労働組合のほとんどは、それを支持しなかった。他方、「主要な本拠も定款上の本店と共に移転される場合にのみ、移転が認められるべきである」とする設問に、労働組合から強い支持があったが、回答者の全体では約30%にとどまった。また、この問題について、構成国に決定を委ねるという意見は4分の1にとどまった。

②定款上の本店の国境を越えた移転はどのような作用をもたらすべきか（質問16）

（回答）回答者の77%が、会社は本店の移転によって、その法人格を失わないものとする、という設問に賛成した。しかし、この選択肢は、労働組合からの支持はそれほどなかった。また、回答者の多くが、「移転は、その前から存在している株主、社員（members）、債権者および従業員の権利の喪失とならないようにすべきである」という設問に賛成した。さらに、回答者のほとんどが、「会社の本店は、出身国（home Member State）

において会社の解散をする必要なしに移転されることとすべきである」という設問に賛成したが、労働組合の多くは反対であった。

(viii) 国境を越えた合併

⑬この指令の枠組みにおける規定をさらに調整することを支持するか (質問17)

(回答) 回答者の79%が意見を述べた。そして、回答者の67%が質問に賛成した。ルールを導入に関する領域では、国境を越えた合併における財産の評価に関する方法、合併が債権者の権利に及ぼす影響、国内の監督機関による審査の期間を調整することに多くの支持があった。また、回答した労働組合の半数は、今後の調整として、労働者参加のルールの強化を求めた。これに対し、回答者の12%は、さらなる調整ルールの導入を必要としないとした。

(ix) 国境を越えた会社分割

⑭EU レヴェルで、国境を越えた会社分割に関する規則を導入することに賛成するか (質問18)

回答者の74%が意見を述べた。その64%は質問に賛成した。そのうち、75%は、国境を越えた合併に関する指令において定められた枠組みにもとづいて、会社分割のルールが設定されるべきである、と述べた。また、国境を越えた会社分割に関するルールの導入に賛成する回答者の多く (40%超) は、分割の時点で債務について、参加会社の分担責任 (shared liability) を目的とした調整ルールを支持するとした。これに対して、回答者の10% (とくに労働組合) は、EU レヴェルでの国境を越えた分割に関するルールの導入に反対した。その理由として、分割については、国内レヴェルでより良く処理されていることなどが挙げられた。

(x) 企業グループ

⑮企業グループの分野へ EU が介入する必要があると考えるか (質問19)。

(回答) 3分の2を超える回答者が、この領域へのEUの介入を支持した。とくに、弁護士、会社、労働組合および大学から支持された。より具体的には、企業グループの構造に関するより良い情報およびグループの利益 (group interest) の承認に関して、EUとしての措置が支持された。また、いくつかの回答者は、親会社の子会社に対する責任を定める規則の必要性を指摘した。回答者の小さなグループはまた、企業グループについてのEUの枠組みの調整を支持した。多くの回答者は、企業グループに関するいかなるルールも、参加した利害関係者の利益、とくに少数派株主と債権者の利益を保護すべきことを強調した。また、いくつかの回答者は、有限責任の会社のグループよりもむしろ、法人 (たとえば、相互会社) のグループ (groups of entities) に関するルール、キャッシュ・プーリング (cash pooling)⁽³⁶⁾ または水平・垂直グループの平等の取扱いに関するルールを支持した。

回答者の少数派 (とくに、経済団体) は、企業グループに関するEUの措置に賛成しなかった。この分野におけるEUの措置に反対した回答者は、とくに、EUの介入を必要とするような企業グループに関係した重要な問題は生じていないとし、また、どんな事例であろうともEUが行動す

(36) キャッシュ・プーリングとは、企業グループにおいて、親会社の取引銀行に開設した統括口座 (Master Account) において、子会社の投資と起債 (Kreditaufnahme) を管理し、それによって、グループ内部の資金の流動性を調整することをいう。これによって、グループ企業の間で資金を融通し合うことが可能となる。グループ内の資金融通に参加する企業は、その窓口として銀行に「プーリング口座」を開設する。プーリング口座の残高がプラスの企業は統括口座に資金を集中し、プーリング口座がマイナスの企業は、統括口座から資金の配分を受けることができる。プーリングにより、企業が余分の資金を持つ必要はなくなり、資金の効率化を図ることができる (http://www.azsa.or.jp/b_info/letter/31/01.html などによる)。ドイツでも多くの文献がある。たとえば、Holger Altmepfen, Münchener Kommentar zum Aktiengesetz, 3. Aufl., München 2010, Rn. 225-231.

る優先権はない、とする。国内の機関がグループの規制をする方が良いとする回答もあった。

(xi) 資本制度

⑩会社法第 2 指令は、再検討されるべきか (質問20)。

(回答) この質問に対し、回答者のほぼ75%が意見を述べた。そして、そのほぼ3分の2が会社法第2指令の改正に反対した。とくに弁護士と経済団体は、会社が第2指令に反対の意見を持っていないという理由で、それを変更することに反対した。改正に反対する者は、とくに、現行のルールが柔軟性をもっていること、そして構成国に操作の広い余地を残していること、さらに時の試練に耐えていること、を指摘した。また、いくつかの回答者は、資本制度の変更に慎重であることを勧め、そしてその変更は、債権者の保護に著しい影響をもたらしうること、またその場合には、影響可能性のきわめて綿密な評価が必要になるであろう、と警告した。これに対して、第2指令の再検討を支持したのは、とくに大学、シンクタンクおよび労働組合であった。再検討に賛成した回答者の少数派の中で最も多かったのは、最低資本金の要件の廃止または変更賛成するグループである。それらは、法定資本金制度は、債権者の保護という目的にとって適切な手段ではない、と主張した。

(2) 以上が、「意見公募」に対する回答を、EU委員会がまとめた報告書の概要である。次に、上述のような会社法制の動向に対する ETUC の見解を見ることにしよう。

III. EU 会社法の将来像に関する ETUC の見解

1. 序 説—社会的パートナーとしての ETUC

(1) 「社会的パートナー (social partners; partenaires sociaux;

Sozialpartner)」という語は、EUにおいて、一般的に、経営と労働の代表（使用者の団体および労働組合）を表すために用いられる。とくにEU運営条約154条および155条で定められた「ヨーロッパの社会的対話」に従事するEUレベルでの組織を表している。同条約152条において初めて「社会的パートナー」という語が用いられた。⁽³⁷⁾すなわち、同条は、「EUは、国内の制度の多様性を考慮しつつ、EUレベルでの社会的パートナーの役割を承認し、かつ促進する。EUは、社会的パートナーの間の対話を、それらの自主性を尊重しつつ支援する」と定める。

(2) ヨーロッパの社会的パートナーというカテゴリーへ含まれるべき組織を確定することは困難である。EU運営条約は、「代表 (representativeness)」という語を用いてはいないが、EU委員会は、経営と労働の関係組織を確定するために、この語を用いてきた。ヨーロッパ・レベルで、社会的パートナーの組織の代表という問題はきわめて重要である。それは、運営条約154条の下で、EU委員会からの協議を受けるべき権利の基礎となるからである（154条による協議権を行使することができるのは、経営と労働をそれぞれ代表する権限のある組織だけである）。同条は、153条において定められた雇用と社会的事項に関する一連の問題に関して、⁽³⁸⁾ヨーロッパ・レベルでの社会的パートナーの組織の協議権を定めている。すなわち、第一段階として、委員会は、提案の方向可能性（possible direction）に関して社会的パートナーと協議する。第二段階では提案の内

(37) 英語版においても social partners と表現。運営条約154条（社会的パートナーの間の協議・対話）では、英語版は、social partners とせずに、「経営と労働 (management and labour)」とする。これに対して、フランス語版とドイツ語版は、「社会的パートナー (partenaires sociaux ; Sozialpartner)」としている。同条は、EU委員会に、労使間の対話を促進し、かつ容易にする措置を講ずべき義務を定める。

(38) 運営条約153条は、雇用の促進、生活条件および労働条件の向上などの目的のために、EUとして、労働環境の改善、社会保障などの分野での構成国の活動を支援し、かつ補充するものとする。

容に焦点が当てられる。この手続きは、ヨーロッパの社会的パートナーが、委員会による社会的提案の作成に直接に影響を及ぼすことができるようにするものである。さらに、この第二段階において、社会的パートナーは、交渉に入ることを決定しつつ、委員会の提案を一時的に中止させることができる。社会的パートナーが、第一段階でも、また第二段階でも交渉に入らないという決議をしたが、他方、委員会が、EUとしての措置を依然として望ましいと考える場合、委員会は法案の準備をすることになる。

(3) 委員会は、1993年12月の「社会政策に関する協定の適用に関するコミュニケーション」⁽³⁹⁾において、経営と労働の各組織の「代表」に関する基準を設定した（それは、現在も効力を有している）。その基準によると、次のことが要件とされる。すなわち、①産業横断的であるか、または個々の産業分野またはカテゴリーに関係しており、かつヨーロッパ・レベルで組織されていること、②それ自身、構成国の社会的パートナーの、統合され、かつ承認された部分であり、かつ協定のために交渉する能力を有し、かつできるだけすべての構成国を代表する組織から構成されていること、③協議の手続きに効果的に参加することが確保される適切な構造を有していること、である。

(4) 委員会は、定期的に一上述の基準を満たしているとする「ヨーロッパの社会的パートナーの組織のリスト」を公表している。2010年の委員会の報告書によると、そのリストには86の組織（そのうち79が分野別の組織）が含まれている。それらは、次の5つのグループに分けられる。すなわち、①一般的な産業横断的組織（CEEP, ETUC, BusinessEurope）、②労働者または企業の一定のカテゴリーを代表する産業横断的組織（Eurocadres, UEAPME, CEC）、③個別の組織（Eurochambres）、④労働者を代表する分野別の組織（62の組織）、⑤ヨーロッパの分野別の労働組合組織

(39) Communication concerning the application of the agreement on social policy presented by the Commission to the Council and the European Parliament. COM (93) 600 final, 14 December 1993.

全面的に参加する、オープンで、かつ民主的な政策形成過程を包含している、という。そして、ETUCは、労働者の協議、団体交渉、社会的対話および良い労働条件が、ヨーロッパにおける革新、生産性、競争力および成長を促進する鍵である⁽⁴⁴⁾と信じる、とする。

以下では、このような考え・立場に立つETUCが、EU会社法の立法の現状と将来像をどのように考えているのか、を見ていくことにしよう。

2. ETUCの見解と理由書

2.1 ETUCの見解

2012年の公開協議〈意見の公募〉に対し、ETUCの執行委員会は、前述のように、2012年3月6日から7日にかけての会議で、次のような決議を採択した⁽⁴⁵⁾（下線は正井）。

(1) 労働組合は、職場でのより多くの民主主義および持続的なEUのガバナンスを促進することに基本的な関心を持っている。今後数年間は、労働者にとって困難な時期となるであろう。現在の経済状態は、企業戦略のより頻繁な変更—その中にはより大きな組織再編も含まれる—を引き起こすであろう。労働者とその代表は、これらの戦略的決定に、席⁽⁴⁶⁾(place)と発言権(voice)が与えられなければならない。

(2) ETUCは、この決議において、EUの政策の根本的変更を要求す

調整し、かつ支援している（運営条約153条1項f号参照）。また、委員会の「雇用、社会問題・包摂」総局のウェブサイト（<http://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=750&langId=en>）参照。

(44) <http://www.etuc.org/r/2>による。

(45) 参照、前掲注(3)。以下は、その全文。段落番号、下線および〔 〕は正井。英語版のほか、フランス語版とドイツ語版がある。重要と思われる用語には、適宜、英語のほか、フランス語とドイツ語も付した。

(46) 参照、ETUC Resolution “Anticipating change and restructuring: ETUC calls for EU action” of 6-7 March 2012 and ETUC Resolution “Workers participation at risk: towards better employee involvement” of 8 December 2011.

る。EU の現在の会社法は、企業と株主のニーズを過度に強調しているために、労働者およびその他の利害関係者にとって不利なもの (detriment) となっている。さらに、制度の競争 (regime competition) および短期指向主義の推進は、長期的には存続することができない。EU 会社法は、労働者の参加に関する EU の枠組み方法を含む、首尾一貫した、持続可能な、そして将来を見据えた企業モデルを促進することに焦点を絞るべきである。⁽⁴⁷⁾ さらに、現在の「より良い規制 (better regulation)」計画の実際上

(47) (1) 「より良い規制」は、フランス語では Mieux légiférer ドイツ語では bessere Rechtsetzung と表現。EU 委員会の Better Regulation のウェブサイト (http://ec.europa.eu/governance/better_regulation/index_en.htm) によると、2012年12月12日に、EU の規制の適性 (EU Regulatory Fitness) に関するコミュニケーション (Smart Regulation agenda) が、同委員会によって公表された (COM (2012) 746 final)。それは、委員会の「賢い規制計画 (Smart Regulation agenda)」(次の (2) を参照) の開始以後に達成された進展を評価し、さらに、EU の制定法が、どのようにすれば、より効果的かつ効率的に、その目的を達成することができるのかについて説明している。それには、「委員会の協議政策の検証 (Review of the Commission Consultation Policy)」と「EU における行政上の負担の軽減のための行動計画 (Action Programme for Reducing Administrative Burdens in the EU)」の最終的結果に関する 2 つの作業部会の資料が添付されている。

(2) このコミュニケーションが出された背景として、EU 委員会の「企業および産業 (Enterprise and Industry, ENTR) 総局が、2010年10月8日に公表した「EU における賢い規制 (Smart regulation)」と題するコミュニケーションがある (COM (2010) 543 final)。その中で、委員会は、EU の法規制 (legislation; législation; Rechtsvorschriften) の質と妥当性のさらなる改良のための計画を策定している。その計画は次のことを目的とする。すなわち、①現在の法規制の優位性とコストをより体系的に評価すること (fitness check)、②利害関係者の協議の改良、③影響評価の質の改良、④EU の法規制の蓄積〈アキ〉の改良 (EU の規制の簡素化および行政上の負担の軽減)、⑤EU の法規制の〔国内法への〕転換、実施および強制的改良、である。つまり、一般的には、企業 (とくに中小規模の企業) の行政上の負担の軽減が目指されている。

(3) EU 委員会は、「賢い規制」の一般的コンテキストにおいて、ヨーロッパの企業にとっての規制環境を簡素化することを決定している。その目的は—EU 委員会によると—、会社法、会計および監査の分野における EU の法規制が、今日の企業の需要に合致することを確保し、そしてヨーロッパの企業がより効果的に競争

の目的と効果についても、主要な問題として提起されるであろう。

(3) ETUC は、政策の方向性 (policy orientation; strategische Orientierung) に関する意味のある協議を求め続けてきた。ヨーロッパの社会的パートナーの一部が、EU 会社法の政策を形成することに、より積極的に参加することは、多数の会社法制の行き詰まりを解消することに大いに貢献することになるであろう。オンラインによる意見の公募および⁽⁴⁸⁾ 緑書は、EU の条約に定められている社会的パートナーの〔委員会との個別の〕協議〔運営条約154条—上述、1. 参照〕の適切な代替とはならない。

(4) 労働者および他の利害関係者の利益が反映されるようにヨーロッパ会社法を改正することは、容易な仕事ではないであろう。株主価値 (shareholder values) および制度の競争というイデオロギーが、基本的に EU 会社法の⁽⁴⁹⁾ アキ (acquis) を形成してきた。しかし、金融危機は、変革が必要であるということをはっきりと示している。

(5) しかしながら、社会的ヨーロッパ (Social Europe)⁽⁵⁰⁾ および持続的

し、そして高度に競争的な世界環境においてより成功しやすくなることを承認することにある。

(48) ここでいう「緑書」とは、前掲注 (27) の緑書を指していると思われる。

(49) アキ (アキ・コミュニテールの略称) とは、EU における法規範の全体をいう (acquis は「蓄積されたもの」、communautaire は「共同体の」という意味のフランス語)。ドイツ語では gemeinschaftlicher Besitzstand という。EU 構成国を拘束するすべての法行為 (legal acts; actes juridiques; Rechtsakte) を包含する。アキは、EU に加入する国によってその全体において受け入れられねばならない (ただし、加入交渉において、除外または経過規制が協定されることがある)。アキには、①第一次法としての EU 条約および EU 運営条約、②第二次法としての、規則、指令および決定 (共通外交・安全保障政策および警察・刑事司法協力の法行為を含む)、③ EU 裁判所の判決、④ EU の機関の決議および声明、⑤ EU と域外の国・国家連合との間で締結された条約・協定、がある。2006年に31巻 (約85000頁) から成るアキ・コミュニテールが作成された (EUR-Lex から入手できる)。

(50) 「社会的ヨーロッパ」の内容・テーマとして、EU 委員会によると、以下のものが含まれる。すなわち、①労働者が他の EU 構成国で働く権利、②労働条件の改善、③雇用の促進、④男女間の平等取扱い、⑤外国での健康管理へのアクセス (ヨ

経済（sustainable economy）は、危機がやがて過ぎ去るであろうとか、経済的回復がわれわれを再び正しい道へ導くであろうということを期待することによって、実現されるものではない。上述の要求は、〔本決議に添付している〕会社法指令のリスト⁽⁵¹⁾とともに、それらが改正される必要があるところでは、会社がどのように活動し、かつ規制されるかということにおける基本的な変更のための行程表を提供する。民主的かつ社会的ヨーロッパを達成するために、労働者およびその代表が政治的過程から排除されないことがきわめて重要である。会社と社会との間の関係はもはやバランスがとれておらず、会社に有利となってきた。しかし、社会が株主に奉仕するのではなく、会社が社会に奉仕しなければならない。バランスは、変化の過程に労働組合が完全に含まれることによってのみ達成されるのである。

2.2 理由書

ETUC は、上述の、EU 会社法の将来に関する一般的・基本的な見解の理由づけとして、具体的に、以下のように述べている。

(i) 株主価値と労働者その他の関係者の福祉との対抗関係

(1) 株主価値のイデオロギーは次のように主張する。すなわち、会社は株主の私的な領域であり、そして労働者は単に「生産の要素」にすぎない、と。しかしながら、実際には、会社は一つの共同体であり、それは重要な利害関係者としての労働者の関与と貢献に依存しているのである。会社法は次の事実を考慮しなければならない。すなわち、会社は共同体であ

ーロッパ健康保険証 European Health Insurance Card)、⑥差別の克服のための努力、などである。詳しくは、<http://ec.europa.eu/social/main.jsp?langId=en&catId=1>

(51) 付録 2 (Annex 2) において、会社法に関する 15 の指令を挙げて、ETUC として改正を要求する事項を簡潔に述べている。

ること、労働者の利益は株主の利益と同じレベルに置かれるべきこと、そして労働者は会社内部での発言権を行使する権利を有すること、を。

(2) 「持続的な会社」という考えを実現するには、われわれの法的小よび規則的枠組みを根本的に変革することが必要である。会社法は、たんに株主の利益だけでなく、労働者その他の利害関係者の長期の利益を考慮しなければならぬ。

会社〈企業〉の透明性—とくにその社会および環境に対する影響に関して—は、拘束力のある開示基準〈規範〉によって改良される必要がある。

経営者の報酬の計画は、責任を伴う会社〈企業〉経営〈ガバナンス〉〔の実現〕にとって非常に重要な手段であり、その際、その開示、説明、ボーナスの制限および税金面での説明責任が明確に確定されねばならぬ。経営者の報酬が短期的な株式価格の変動にもとづくことは許されぬ。

最後に、われわれの金融市場は、「カジノ資本主義者 (casino capitalists)⁽⁵²⁾」が、長期の視野にもとづいて責任を負う株主によって置き換

(52) 「カジノ資本主義」という用語は、イギリスの国際政治経済学者であるスーザン・ストレンジ (Susan Strange, 1923—1998) が、1986年に著わした本のタイトル (Casino Capitalism, Blackwell Publishing, Oxford) から一般化した。ストレンジは、同書において、次のように述べている。「西側世界の金融システムは急速に巨大なカジノ以外の何物でもなくなりつつある。毎日ゲームが繰り広げられ、想像できないほど多額のお金がつぎ込まれている。……カジノと同じように、今日の金融界の中枢ではゲームの選択ができる。ルーレット、ブラックジャックやポーカーの代わりに、ディーリング〔売買〕—外国為替やその変種、政府証券、債券、株式の売買—が行われている。これらの市場では先物を売買したり、オプションあるいは他のあらゆる種類の難解な金融新商品を売ったり買ったりすることで将来に賭をできる。……この世界的な金融カジノの元締めが大銀行と大ブローカーである。……自由に出入りができるふつうのカジノと、金融中枢の世界的カジノとの間の大きな違いは、後者では我々のすべてが心ならずもその日のゲームに巻き込まれることである。通貨価値の変動は農民の農作物の価値を収穫前に半減させてしまうかもしれないし、輸出業者を失業させてしまうかもしれない。金利の上昇は小売商の在庫保有コストを致命的なまでに引き上げてしまうかもしれない。金融的利害に基づいて行われるテークオーバー〔企業買収〕が工場労働者から仕事を奪ってしま

えられるように、制御されねばならない。

(ii) EU 会社法の基本的目標の変更

(3) EU 委員会は、調和のとれたアプローチを推進する代わりに、EU レベルでの最小限の基本的要件 (basic minimum requirements) および相互承認原則 (mutual recognition principle) にもとづく規制競争計画 (regulatory competition agenda)⁽⁵³⁾ を追求している。EU 委員会のヨーロッパ私会社法案⁽⁵⁴⁾における最低資本金 1 ユーロの導入および登記事項の大幅な簡素化は、この最小主義者 (minimalist) アプローチを具体的に説明するものである。

うかもしれない。大金融センターのオフィス街のカジノで進められていることが、新卒者から年金受領者まですべての人々の生活に、突然で予期できない、しかも避けられない影響を与えてしまうのである。」(スーザン・ストレンジ (小林襄治・訳) 『カジノ資本主義』(1988、岩波書店) (岩波現代文庫 (2007) 2-4 頁より引用)。本書の続編としての、Strange, Mad Money, Manchester University Press 1998 (櫻井公人=櫻井純理=高嶋正晴 (訳) 『マッド・マネー』(1999、岩波書店) も参照。ストレンジは、商業銀行の投資銀行化、2008年9月15日のリーマン・ブラザーズ (Lehman Brothers) の破たんによる金融危機、それに続く経済危機を20年余りに予言していたのである。

(53) 「相互承認原則」は、構成国の制定法を調整することなしに、物〈商品〉とサービスの自由な移動を保障するものである。すなわち、一つの国で合法的に生産された物〈商品〉は、他の構成国の領域で販売することを禁止されえない—たとえ、その国自身の生産物に適用される仕様書とは異なる技術的または質的仕様書で生産されたものであるとしても—とする原則である。禁止が許容される例外—健康、消費者または環境保護といった優先的な一般的利益—は、厳格な要件を満たさなければならない。同じ原則がサービスに適用される。相互承認原則は、他の構成国の市場への参入を促進する主要な原動力となっている。(http://ec.europa.eu/enterprise/policies/single-market-goods/free-movement-non-harmonised-sectors/mutual-recognition/ などによる)。詳しくは、庄子克宏「EU 域内市場政策—相互承認と規制権限の配分」田中敏郎=庄子克宏 (編) 『EU 域内市場の軌跡とベクトル』(2006、慶應義塾大学出版会) 111-137頁。

(54) 〔原注〕COM (2008) 396/3. 参照、ETUC Resolution of October 2008: <http://www.etuc.org/a/5463>.

(4) このような規制競争計画の結末は、ヨーロッパ統合の精神に反することになる。公正と社会的正義を定める国内の会社法は、EU 法からの砲火にさらされており、そして企業に最も高い便益を提供するために、会社法における余りにも多くの制度の競争が増えているのである。

(5) ETUC は、EU 法が底辺への競争を助長することは認められないと考える。EU における持続的な会社法という基本的目標を再建するために大きな変更が緊急に必要である。つまり、制度の競争を阻止すること、そして EU レヴェルでの将来を見据えたモデルを促進することであり、それは、質の高い雇用および社会的進歩のための必要性を考慮するものである。

(iii) 制度間の競争を阻止する

(6) ETUC は次のように考える。すなわち、企業の移動性 (mobility) を高めることは、それが真の組織上の理由と結びついた事業 (business; Unternehmen) の正当な必要性に合致している限りで、ヨーロッパの経済〈企業〉にとって有益なものとなりうる、と。しかし、国境を越えた移動性が自己目的として取り扱われることは許されない。つまり、EU 法は、「郵便受け会社 (letter box companies)⁽⁵⁵⁾」といった人工的な構造物—それによって、現行の国内法の適用を回避しようとする—の設立を阻止するために、必要な保護措置を設けなければならないのである。

(7) **登記の場所** (太字は原文。以下、同じ) の選択は、企業 (business; entreprise; Unternehmen) の生活 (life) にとって重要な一步である。なぜなら、それは、会社に適用される国内の制度を規定するからである。この背景に照らして、ETUC は、「実際の本店〔所在地〕 (real seat siège

(55) 「郵便受け会社」は、ペーパー・カンパニー、棚会社 (shell company) などともいわれる。通常、課税上の責任を最小化するために、定款上の本店を税金の安い国 (郵便の住所) 置きつつ、実際の経済活動は別の国である会社を指している。前掲注 (35) 参照。

réel;）」原則が EU 会社法の中核原理となるべきであると考える。しかしながら、支配的見解は、会社が、その登記上の本店を、実際に事業を営んでいる場所とは異なる構成国に置くことを認める⁽⁵⁶⁾。ETUC の見解によると、このような人為的な分離は、EU 法の下で正当化されるものではない。それは、とくに節税および現行の労働者の権利を回避することを含む不当な理由による制度間の競争をもたらすことになる。

(8) それゆえ、ETUC は、EU の立法者に対し、企業の登記の場所が主要な事業 (main business; activité principale; Hauptgeschäft) の場所と一致することを確保するために、適切な規制を考案することを強く求める。

(9) さらに、ETUC は、EU で登記された会社の本店の「国境を越えた」移転について懸念することが増えている。というのは、そのような移転についてのヨーロッパ裁判所の判決には一とくに制度間競争の見地から一問題があると考えからである。EU の立法者の意思が明らかでないので、ヨーロッパ裁判所は、会社が任意に構成国の会社制度を選択する可能性を推進してきている⁽⁵⁷⁾。

(10) そのような「本店の」移転を対象とする個別の会社法指令案が存在する (第14指令)。ETUC は、そのような指令が EU 内で国境を越えた「本店の」移転を増加させ、それが事業所の撤去と労働者の権利の希薄化という危険を伴うという事態をよく知っている。それゆえ、定款上の本店の移転を、実際の組織上の理由から正当化される事業の必要 (business needs) にもとづく場合に限定するために、いくつかの保護措置が不可欠である。ETUC が定款上の本店の移転を支持するには、とくに次の要件が重要である。すなわち、

- 上述のように、「実際の本店」という原則、
- 計画されている本店の移転に関する有意義な「労働者への」情報提供

(56) 参照、バイエル＝シュミット・前掲注 (6) 国際商事法務40巻12号1802—1803頁。

(57) 参照、バイエル＝シュミット・前掲注 (6) 国際商事法務41巻2号205頁。

と協議の手續きが存在すること、〔経営者による〕この義務の履行を保障するために、効果的な制裁措置が導入されること、

—SE 指令のメカニズムに対応した労働者参加に関する規定（情報提供、協議および参加）が設けられること（下線は原文）、である。

(11) 企業〈会社〉の**相当な資本金**（の基盤）(substantial capital base) は、企業〈会社〉が財務上の困難に陥った場合に、労働者その他の利害関係者に最低限の保護を提供するものである。しかしながら、現在、金融機関および株式会社を除いて、EU レベルで最低資本金の要件は存在しない。このことは、EU 構成国間で「底辺への競争」をもたらしている。なぜなら、構成国は、外国の企業を誘致しようとして資本金の要件を引き下げてきたからである。EU は、労働者が働き、またはその他の利害関係者が取引する企業が財務上の危機に陥る場合に備えて、すべての企業について、労働者その他の関係者に適切な保護を与える最低資本金を定めなければならない。

(iv) 首尾一貫し、かつ持続的なモデルの推進

(12) ETUC は、一般的に、**労働者参加に関する枠組み手段** (framework instrument) に関する議論を始めることが必要である、と考える。それによって、情報入手、協議および参加の国内モデルを再考するのではなく、持続的なヨーロッパ会社法モデルを作り上げるべきである。ヨーロッパ会社法の規定を利用しようと決心しているすべての企業（たとえば、ヨーロッパ会社、ヨーロッパ協同組合、ヨーロッパ私会社、EU における資本会社の合併に関する指令に従って EU 内で本店を移転する企業、など）は、同時に、一定の共有の価値観 (shared value) を信奉するものとされるべきである。

(13) さらに、EU 会社法の大きな法的蓄積〈アキ〉はバラバラにされている。「最も軽い制度 (lightest regime)」に向けた試みにおいて、企業は、国内の法形態を取り上げて選択することができるだけでなく、EU の

手段を相互に競争させて漁夫の利を得ることもできるのである。

(14) ETUC は、EU 会社法に対する現在のアプローチについて、一つの EU 会社法に編纂することは危険であると考える。なぜなら、それは有害な結果をもたらすおそれがあるからである。しかしながら、短期的には、さまざまな EU 会社法指令をもっと一致させる必要があることは明らかである。たとえば、

—2004年の公開買付け指令は、労働者参加に関して、きわめて弱い規定を含んでいる。それゆえ、同指令は、労働者参加に関する規定を、共同体の法的蓄積（アキ）の他の部分と調整することを目的として、再検討されなければならない。

—現在、EU の立法者によって審議されている上場会社と私会社との区別が重要であるか否かが再検討されねばならない。企業の移転における労働者の請求権の確保に関する指令（2001/23/EC⁽⁵⁸⁾）が与える保護は、上場会社の労働者にも与えられなければならない。

—国境を越えた合併に関する指令（2005/56/EC⁽⁵⁹⁾）における労働者参加に関する規制は、SE 労働者参加指令（2001/86/EC）の規制と調整されねばならない。

—企業が、EU 会社法の手段の助けを借りることを考える場合にはいつでも、労働者に対する影響評価が義務づけられねばならない（たとえば、合併、分割、本店の移転、買収など）。

(58) Council Directive 2001/23/EC of 12 March 2001 on the approximation of the laws of the Member States relating to the safeguarding of employees' rights in the event of transfers of undertakings, businesses or parts of undertakings or businesses, OJ L 82, 22. 3. 2001, p. 16-20. 本指令の解説として、ロジェ・ブランパン（小宮文人＝濱口桂一郎・監訳）『ヨーロッパ労働法』（2003、信山社）510—543頁（家田愛子）。邦訳として、小宮文人＝濱口桂一郎『EU 労働法全書』（2005、旬報社）128—134頁。

(59) 本指令の邦訳として、正井章彦「EU における国境を越えた合併」早稲田法学 81巻 4号（2006）451—466頁。

一同様に、新しい EU 会社法の提案が構想される場合、ETUC は、EU 委員会に、首尾一貫した取り組みを追求することを遵守するように強く求める。

現在のヨーロッパ私会社 (SPE) 法案は、⁽⁶⁰⁾ SE の法規制および国内会社法の双方との耐えがたい競争を作り出すゆえに取り下げられるべきであろう。

また、現在の法の蓄積 (アキ) における規定は、登記上の本店の国境を越えた移転に関する提案のための出発点として役立てられねばならない。

(15) 金融危機は、再び、**監査会社**が「門番 <監視者> (gatekeepers)」として期待されている適切な役目を果たしていないことを示した。監査会社からの「承認印 <お墨付き> (seal of approval)」を受けたものの、危機において困難な状態にある会社および金融機関の数 [が多いこと] は、この失敗が、例外的というよりもむしろ制度的なものであることを示している。この失敗の中核的原因として次のことが挙げられる。すなわち、監査人が、決算監査と同時に一定のコンサルタント業務を引き受ける場合には重大な利益相反となること、[監査市場が] 大きな監査会社の寡占状態にあること、現在の監査基準に欠陥があること、監査の焦点が (将来の見通しにではなく) 過去の業績および特に株主の利益に関するデータに当てられていること、である。

(16) 監査に関する委員会の最近の提案は、⁽⁶¹⁾ 将来を指向することに焦点を当てた一連の目的を達成するために再検討が必要である。すなわち、そ

(60) バイエル=シュミット・前掲注 (6) 国際商事法務40巻12号1802-1803頁、Bayer/J. Schmidt, aaO (Fn. 6), S. 3.

(61) 一つは、Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities, COM (2011) 779final であり、もう一つは、Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2006/43/EC on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts, COM (2011) 778 final である。

の提案は、①重要なリスクおよび経営戦略の持続性の判断を含む〔企業の〕将来の見通しに焦点を当てるように支援すること、②労働者その他の利害関係者に重要なより多くの情報を含むものとする、③〔経営機関と監査機関という〕二層制を尊重すること、④EUの構成国における異なった労働者参加の制度における監査報告書（audit reports）へのアクセス〔を定めること〕および⑤監査書類を形式的に承認することを防止するために、監査過程における独立性を危うくするおそれのある利益相反を排除すること、である。

(17) 現在の**年度決算書**の制度は、上場会社および株主のニーズに焦点を当てているという特徴がある。労働者その他の利害関係者は、財務情報とともに会社の社会的・環境上の影響といった情報を入手しなければならず、かつそうすべきであろう。非財務情報⁽⁶²⁾が開示されるというまれな事例では、しばしば外部の基準を参照することなしに開示されている。さらに、開示が、「遵守せよ、さもなければ説明せよ」の原則にもとづいて行われる場合、しばしば説明が欠けているか、または不適切である。労働者その他の利害関係者への適切な情報提供が欠けることは一とくに中小企業において一、会社における財務上の困難の発見を妨げることになる。労働者の情報入手と協議⁽⁶³⁾についての一般的枠組みの設定に関する指令（2002/14/EC）の精神は、尊重されねばならない。

(62) 英語版では information とするのみ（non-financial が欠けている）。非財務情報とは、環境、社会的問題、労働者の保護、健康、商品・サービスの安全性、人権および不正行為（賄賂など）の防止といった広い事項に関する情報を指す。参照、Jan Bremer, *Neuere Entwicklungen aus Brüssel*, NZG 2013, S. 21.

(63) Directive 2002/14/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 2002 establishing a general framework for informing and consulting employees in the European Community—Joint declaration of the European Parliament, the Council and the Commission on employee representation OJ L 80, 23. 3. 2002, p. 29-34. 参照、ブランパン・前掲注（58）651—657頁（濱口）。邦訳として、小宮＝濱口・前掲注（58）97—102頁。また、本提案および添付資料について、上田廣美『欧州共同体における従業員の情報入手と協議に関する一般的

(18) ETUC は、現在の開示制度は「貧弱な (poor)」ものであると考えており、企業のより広い視野から (上場・非上場を問わず、また大企業だけでなく)、長期間の比較と企業間の比較とを可能にする共通の基準にもとづく報告 (reporting) を要求する。このような情報の信頼性を高めるためのメカニズムとして、外部の監査と労働組合による検査 (verification) が考えられる (たとえば、供給網 (supply chain) における労働基準⁽⁶⁴⁾の検査)。

(v) 会社法の簡素化

(19) 「小規模および中規模企業の行政上の負担の削減—極小企業のニーズに対する EU の法規制の対応」という見出しの下に、EU 委員会は、ヨーロッパ経済の大部分の規制を緩和する努力を加速している。会社法の領域において、委員会は、中小企業 (とくに極小企業) について、会社法第

枠組みを設置する理事会指令の提案』について」亜細亜法学35巻1号(2000)159-206頁に詳しい。

(64) 「供給網における労働基準」という問題について、以下に敷衍する。すなわち、多くの企業は、現在、その商品および原材料を、多岐にわたる供給網を通じて調達している。その供給網は地球全体に広がっている。1960年代に、繊維工業のような労働集約的部門に属する企業は、生産過程を労働コストの低い中進国・発展途上国へ移し始めた。この「アウトソーシング」の傾向は、1980年代以降も、貿易自由化の進展、自由貿易圏の拡大、インターネットといった通信手段の発達および輸送コストの低下に支えられて、いっそう強まった。生産が移される国や原材料の産出国においては、労働条件が悪いことが際立っている。1990年代に、非政府組織 (NGO) は、多国籍企業のグローバルな供給網における劣悪な労働条件に、世間がもっと注目するように求めた。もっとも注目されたものとして、NGO によって児童労働を強く非難されたナイキ (Nike) (スポーツ用品製造会社) の事例がある。参照、http://www.hs-pforzheim.de/De-de/Wirtschaft-und-Recht/Fakultaet/PRME/Documents/oekom_PositionPaper_Arbeitsrechte.pdf による (より詳しい有益な説明)。このほか、電子機器の受託製造会社である台湾の鴻海精密工業の中国子会社 (アップルの多機能携帯端末の生産拠点) では、2010年に労働者の自殺が相次ぎ (日本経済新聞2012年6月15日6面、など)、また、パキスタン、バングラデシュでは、2012年に防火設備の不備による縫製工場 (欧米企業向けの商品を製造) の火災による労働者の焼死といった事例が続発している (Spiegel Online, 27. 11. 2012 (Stefan Kuzmany)、など)。

4 指令と透明性指令とにおいて定められている法的要件の例外を認める提
案をした。⁽⁶⁵⁾

(20) 中小企業は、EU における民間部門の雇用の約 3 分の 2 を担って
いると見積もられている。したがって、規制緩和が雇用と労働条件に及ぼ
す影響力はきわめて大きい。これらの企業の所有者の多くは、有限責任の
特権を享受している。それは、会社が破たんした場合に、利害関係者がす
ることができる要求を制限するものである。ETUC は、「より良い規制」
は、必ずしも規制を少なくすることを意味するものではないと強く主張す
るものである。労働者その他の利害関係者の必要な保護および権利を、コ
スト削減の名において廃止することは許されない。

IV. EU 委員会と ETUC の見解の評価

1. EU 委員会の見解について

(1) EU 委員会は、実態調査、専門家グループによる検討、公開会議、
意見の公募といった民主的手続きを経て、EU の会社法に関する改革案を
作成しようとしている。しかし、委員会は、ヨーロッパの会社法の将来像
について、上述の公開協議〈意見の公募〉において、その基本的態度を明
確にしているとはいえない。そこでは、企業の国境を越えた活動が活発化
していること、電子商取引が進展していることに鑑みて、EU の会社法も
それに合わせる必要がある、というだけである。

(2) 委員会が重視しているのは、まず、下部構造としての経済的側面
である。EU の企業が外国企業との競争にどのように対処すべきか、そし
て EU として、どのようにそれを支援すべきか（どこまで可能か）という
ことである。これは雇用の問題（競争に負けると雇用は減少する）に直結

(65) 参照、バイエル＝シュミット・前掲注（6）国際商事法務40巻12号1807頁、
Bayer/J. Schmidt, aaO (Fn. 6), S. 6.

し、また企業（とくに中小規模の企業）の行政上の負担の軽減（それによる起業の促進など）という課題とも結びついている。

（3）また、国際的な競争が激しくなるとともに、EU の企業も国際的に事業を展開している。その際、企業の資金調達場としての資本市場の整備・振興が重要となる。そして、EU 域外の国の資金を EU に取り入れるための方策も考える必要がある。投資する側からすると、安心して EU の資本市場へ投資できる環境が整備されていることが関心事となる。そのために、EU では、アメリカ合州国およびイギリスの法制を参考に、資本市場法制を整備・充実させてきている。その結果、EU の会社法制に対して資本市場法からの影響が大きくなっている。

（4）次に、委員会としては、上部構造としての法的側面も一当然のことながら一考慮しなければならない。すなわち、EU 条約および EU 運営条約が定める原則・規定ならびにヨーロッパ裁判所の判決を念頭においた案を提示しなければならない。とくに、EU では、単一の市場を形成・実現するために、先に言及したように、4 つの自由が保障され、それらが条約において定められている。その中の、開業の自由、資本移動の自由という原則が、直接、会社法に関係し、それに関するヨーロッパ裁判所の一連の判決も⁽⁶⁶⁾ある。

（5）EU 構成国の会社法制は、伝統的に、出資者を中心に定められている。株式会社法制についてみると、そこでは、所有と経営の分離を考慮して、出資者である株主の権利の保護（とくに、株主による経営者のコントロール）および株主有限責任の原則によって損害を被るおそれのある会社の債権者の保護に重点が置かれている。いいかえると、会社で働いている者（労働者）の権利は、会社法において考慮されることはきわめて少な

(66) 参照、バイエル＝シュミット・前掲注（6）国際商事法務41巻1号51—52頁、同42巻2号205—206頁、Bayer/J. Schmidt, aaO (Fn. 6), S. 9-11; Lutter/Bayer/J. Schmidt, aaO (Fn. 10), S. 74-92, 171-196 u. a. また、中村民雄＝須網隆夫（編著）『EU 法基本判例集（第2版）』第Ⅲ部（217—266頁）参照。

い。たとえば、SE法における労働者の参加に関する規制は、SE法規則ではなく、SE法を補充する指令において行われている。また、ドイツにおける労働者の経営参加（共同決定）制度は、会社の機関である監査役会（業務執行者・取締役の選任・解任の権限と監督権限とを有する）への労働者代表の参加として、EU構成国では最も「先進的」である。しかし、それも、直接に会社法においてではなく、特別法としての共同決定法（石炭・鉄鋼共同決定法、共同決定法、三分の一参加法）において定められており、そして労働者代表監査役員も、株主代表監査役員と同じ権利を有し、義務を負うと解されている（支配的見解・判例）⁽⁶⁷⁾。

（6）このような実態面と制度面の双方から、委員会としては、伝統的な会社法の枠組みを打破した提案をするのは困難である、と考えているのであろう。

2. ETUCの見解について

（1）ETUCは、労働者・労働組合の視点から、まず、自らの基本的態度を明らかにし、次いで、EU委員会の考え・姿勢に対して疑問を提起しつつ、自らの意見をはっきりと述べている。すなわち、ETUCは、「民主的かつ社会的ヨーロッパ」の達成という目標から出発する。そして、会社を共同体⁽⁶⁹⁾であると捉え、労働者の利益は株主の利益と同じレベルに置か

(67) 参照、正井章箴『共同決定法と会社法の交錯』（1990、成文堂）、同「ドイツの共同決定制度に関する最近の動向」国際商事法務33巻1号（2005）36-46頁、など。

(68) 参照、正井・前掲注（67）『共同決定法と会社法の交錯』175頁、181頁注（76）、高橋・前掲注（13）193頁。

(69) もっとも、「共同体」の構成員として、持分所有者と労働者のほかに誰が含まれるのかについて、具体的に述べてはいない。1950年代中頃から、ドイツにおいて、大規模な株式会社を公的な性格をも有する存在と捉え、一定の要件を満たす株式会社については、労働者の代表を監督機関に参加させるだけでなく、株主総会を「企業総会」という名称の機関に変えて、そこに持分所有者と対等の資格で参加させるべきであるという主張・提案（「会社法から企業法へ」）があった（1970年代の

れるべきである、という。したがって、労働者およびその代表が組織再編などの企業戦略についての決定に発言権が与えられねばならない、と主張する。そして、EU の現行会社法は、会社と株主のニーズを過度に強調している、とし、会社法は、労働者その他の利害関係者の長期の利益を考慮しなければならない、という。さらに、EU 会社法の規制の簡素化（規制緩和）が進められた結果、構成国内の会社法において、いわゆる制度間の競争（「底辺への競争」）がもたらされているので、それを阻止しなければならない、とする。

（2）具体的には、ETUC は、国境を越えた合併・分割・本店の移転によって、労働者の利益が損われることを危惧している。ETUC は、まず、本店所在地主義を採用すべきこと（設立準拠法主義の否定）を主張し、次に、国境を越えた本店の移転・会社分割は、労働者の利益の保護の観点から、厳格な条件の下に初めて認められるべきである、とする。このほか、経営者の報酬制度および監査制度の改善、開示の充実（とくに非財務情報の開示）などを主張する。

（3）多くの企業不祥事および2008年以降の金融・経済危機に鑑みると、上述の ETUC の見解は正当であると思う。しかし、現在の EU の会社法の枠組みを根本的に変更することは、政治的・社会的にきわめて困難である。そこで、現行の枠組みに照らして、その考え・主張がどこまで受け入れられるかを見ていくことにしよう。先に紹介した2012年の公開協議における回答を見ると、ETUC の見解は、全体として「少数意見」に属するようである。たとえば、株式会社において、労働者にも株主と対等の発言権を与えること、会社の機関（管理機関——層制、監督機関——層制）における労働者代表の（持分所有者の代表と）対等な参加は、現行の EU と構

中頃まで活発に議論された)。しかし、それは、学界の多数意見とはならなかった。詳しくは、正井章符『西ドイツ企業法の基本問題』（1989、成文堂）第1章（1頁—48頁）、第2章（49頁—116頁）、同・前掲注（67）『共同決定法と会社法の交錯』第2章（127—169頁）。

成国の法的枠組みに鑑みると、困難であろう。⁽⁷⁰⁾しかし、ETUCの具体的な主張には、現行の法的枠組みにおいても受け入れることができる一しただがって、指令の改正などにより対応することができる一ものも多い。たとえば、企業の短期指向主義に対する批判、非財務情報の開示、監査における利益相反の防止、役員報酬制度の改革ということはEU委員会としても容易に受け入れることができよう。⁽⁷¹⁾また、組織再編における労働者への情報提供の充実、定款上の本店の国境を越えた移転に際しての労働者の請求権の確保の主張も、受け入れは、それほど困難ではないであろう。これに対して、本店所在地主義の採用となると、学者および構成国の法制においても立場が分かれており、ヨーロッパ裁判所は大きく設立準拠法主義に傾いている。⁽⁷²⁾また、有限会社にも最低資本金制度を強制することは、現在までの構成国の立法の流れに掉さすことになるゆえに、きわめて難しいことである。⁽⁷³⁾

(70) ドイツの例として、1976年共同決定法の規定に対する連邦憲法裁判所の判決が参考になる。そこでは、労資対等な〈同権的〉共同決定は、違憲であることが示唆されている。詳しくは、正井・前掲注(67)『共同決定法と会社法の交錯』79-99頁。なお、EUにおける経済的自由と労働法制との対抗関係について、上田廣美「企業経営者の自由とEU法」亜細亜法学45巻2号(2011)1-32頁、濱口桂一郎「EUにおける経済的自由と労働基本権の相克への一解決案」労働法律旬報1766号(2012)44-51頁。

(71) 参照、Action Plan, aaO (Fn. 2), 2. 1., 3. 1. (fn. 36).

(72) 詳しくは、Lutter/Bayer/J. Schmidt, aaO (Fn. 10), S. 74-92.

(73) フランスでは有限会社の最低資本金制度を撤廃しており、ドイツでも、事業者有限会社は、特例として資本金1ユーロで設立できる。前掲注(13)参照。また、イギリスで設立された私会社（最低資本金は法定されていない）が、イギリスではまったく事業をせずに、ドイツで事業活動をするというケースが増えている（いわゆる Limited）。参照、Clemens Just, Die englische Limited in der Praxis, 4. Aufl., München, 2012、など。

おわりに

(1) EU の会社法の将来像を予測することは難しい。大雑把にいうと一公開協議において問われているように一、株式会社法制において、上場会社と非上場会社の区分が進行するものと思われる。その結果、EU の株式会社法制は資本市場法制の影響を強く受けることになる。資本市場法制の整備という面では、EU 構成国の中でイギリスが先行している。そこで、イギリスの法制度および議論が EU の株式会社法制に影響を与えることになるであろう。非上場の株式会社についての法制度の行方もまた予測が困難であるが、資本市場法の影響を受けないことから、現行の制度が存続するようと思われる。なお、会計と開示および監査の面では、上場・非上場に関係なく、企業規模の基準により、すでに、大・中・小・極小企業⁽⁷⁴⁾という 4 つの企業区分が存在する。

(2) EU では、金融危機・経済危機の経験、多くの企業不祥事に対する反省から、企業経営の透明性をいっそう高めなければならないという方向性では、EU 委員会・議会および理事会において一致が見られる⁽⁷⁵⁾。そのための具体策が、今後、制定法とソフト・ローの双方において制定・策定されていくことになる。

(3) EU においては、日本の 2005 年会社法のように、有限会社制度を廃止して株式会社制度へ統合することは考えられていない。また、法定資本制度に関する EU および構成国の法制の流れは、株式会社については最低資本金制度を堅持し、有限会社についてだけ一しかも例外的に一最低資本金制度を緩和するというものである⁽⁷⁶⁾。

(74) たとえば、会計（財務報告書および計算）について、OJL182, 29. 6. 2013, p. 19.

(75) 参照、Action Plan, aaO (Fn. 2), 2.

(76) 参照、Bayer/J. Schmidt, aaO (Fn. 6), S. 16.

（４）日本では、ETUCのような、強力で、制度上も社会的パートナーとして認知されている労働組合は存在しない。2005年会社法の見直しの議論において浮上した「従業員選任監査役制度」導入の一日本労働組合総連合会（連合）からの一主張は、日本経団連と一部の学者の批判にさらされて、雲散霧消してしまっ⁽⁷⁷⁾た。また、会社法学者においても、現行会社法を根本的に批判する勢力は弱い。理論的で、かつ正当な批判は、法制審議会⁽⁷⁸⁾（会社法制部会）の審議において顧慮されなかった。規制が緩和されて、経営者の自由度が拡大した現行会社法の利用・濫用による少数派株主、会社の債権者および労働者の被害は当分続⁽⁷⁹⁾くことになる。

（2013年4月8日）

(77) もっとも、連合は、「2013年度連合の重点政策（2012年7月～2013年6月）」において、「労働者など多様な関係者の利益に資する企業法制改革と会計基準の実現」と題する項目において、「a）会社法に、ア．監査・監督委員会設置会社における常勤の監査・監督委員の配置義務付け、イ．社外取締役・社外監査役の要件に親会社関係者、近親者を除外する規定の追加、ウ．従業員選任監査役の導入、エ．組織再編時の従業員への情報提供・意見聴取手続き規定、オ．親子会社の利益相反時の親会社の責任規定などを盛り込む」としている（<http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/seisaku/jyutenseisaku2013.pdf>）。これらの主張のほとんどは正当なものである。ただ、コーポレート・ガバナンスの強化を考えると、監査・監督委員会制度の導入自体に反対すべきである。

(78) 会社法制部会は、前掲注（４）の稲葉『会社法の解明』の指摘を考慮しつつ、2005年会社法を根本的に再検討すべきであった。

(79) 正井・前掲注（４）参照。